

奈良市無電柱化推進計画（第三版）

令和2年12月

奈良県奈良市

目 次

1. はじめに	-----	1
2. 無電柱化の目的	-----	1
2. 1 都市防災の向上	-----	1
2. 2 歩行者に優しい歩道	-----	2
2. 3 国際文化観光都市景観	-----	2
3. 現状	-----	2
3. 1 これまでの奈良市の取組み	-----	2
3. 2 課題	-----	4
4. 無電柱化を優先的に取り組む箇所の考え方	-----	4
① 防災	-----	4
② 安全円滑な交通確保	-----	4
③ 景観形成・観光振興	-----	4
5. 無電柱化の手法	-----	6
① 地中化方式	-----	6
② 地中化方式以外の手法	-----	7
③ 道路の占用の制限等	-----	8
④ 他事業との連携	-----	9
6. 無電柱化を推進するための取組み	-----	10
6. 1 無電柱化の低コスト・省スペース化の検討	-----	10
6. 2 地域住民の理解及び協力	-----	10
7. 進行管理	-----	10

1. はじめに

昨今南海トラフ地震の発生の確率が上がってきていること、またスーパー台風の発生もあり、近年では防災・減災対策として無電柱化の重要性が訴えられている。実際に阪神・淡路大震災（平成7年）や東日本大震災（平成23年）、台風21号（平成30年）では多数の電柱が倒壊被害を受け、物資の輸送や緊急車両の通行を阻害した。また、多くの観光客が訪れる当市において、無電柱化による都市景観の向上に対してのニーズが高まっている。

このような中で、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、関係事業者、国民の責務等が明確化され、無電柱化を総合的、計画的かつ迅速に進めていくこととなった。また、電線類を地中化する簡便な方法やコスト縮減を図る方策等への取組みについても言及されている。

奈良市の無電柱化については、電線共同溝の整備コストが高いなどの課題があり、これまでの無電柱化の整備に多くの費用と時間を要していたが「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、今後10年間を計画期間とした奈良市無電柱化推進計画を策定し、優先的に取り組む箇所の考え方や推進方策などを取りまとめる。

2. 無電柱化の目的

2. 1 都市防災の向上

地震や台風等の自然災害によって電柱が倒壊した場合に、生活物資の輸送や緊急車両の通行に支障を与え、救援・救護に多大な影響を及ぼすことになる。また、上空の電線類が切断されることにより、電力・通信サービスの安定供給が出来なくなる。無電柱化を推進することで都市防災機能の向上を図る。

2. 2 歩行者に優しい歩道

歩行者や車いすの利用者にとって歩道内の電柱がときに安全を妨げる存在となる。無電柱化を推進することで誰もが安全で通行しやすい歩行空間を確保する。

2. 3 国際文化観光都市景観

市内の景観は、八遺産群の世界遺産を中心に世界的な観光スポットとなっていることから良好な景観を保全するために、無電柱化の推進を図る。

3. 現状

3. 1 これまでの奈良市の取組み

「東大寺周辺」「興福寺・春日大社周辺」「元興寺・ならまち周辺」「薬師寺・唐招提寺周辺」及び「都市計画事業の三条通り」について取り組んできた。現在「興福寺・春日大社周辺」の興福寺南側猿沢池付近から鶴福院町までの438m、「薬師寺・唐招提寺周辺」の五条町から西ノ京町までの1,150m、「三条通り」の油阪地方町から上三条町までの965mが無電柱化を完了している。また、区画整理事業としてJR奈良駅東側で932m完了している。

「東大寺周辺」「元興寺・ならまち周辺」については、道路幅員が狭隘なうえ、雨水・汚水・上水道・都市ガス等ライフラインが錯綜しており、電線類の地中化を実施できる地下スペースがないため、物理的に施工困難な現状である。市内の県道については18,467m、民間開発で12,047mが完了している。



図 3.1 無電柱化整備事例（薬師寺・唐招提寺周辺）



図 3.2 無電柱化整備事例（三条通）

3. 2 課題

課題としては以下のことがあげられる。

- ・電線共同溝整備事業の整備コストが高い。
(約 3.5 億円/km)【道路管理者分】
- ・管路埋設スペースや地上機器設置スペースの確保が困難。
- ・奈良町都市景観形成地区等の道路幅員が狭隘な箇所の電線類地中化にかわる無電柱化の施工方法。

4. 無電柱化を優先的に取り組む箇所の考え方

重点的に無電柱化を進める対象として、以下の道路において無電柱化を推進していくこととする。ただし、これらの道路以外で無電柱化を実施しないのではなく、地域ニーズに応じて必要な無電柱化を実施する。

① 防災

緊急輸送道路及び避難路等、災害被害の拡大防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。(市道 登美ヶ丘中町線)

② 安全円滑な交通確保

電柱が歩行空間を阻害しており歩行者の安全通行を妨げている区間では、安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路の無電柱化を推進する。(市道 六条奈良阪線、都市計画道路 六条奈良阪線、近鉄大和西大寺駅北口駅前広場)

③ 景観形成・観光振興

八遺産の世界遺産群周辺を中心に景観を保全・形成していき国際文化観光都市としての魅力向上につなげていくことを目的とし、無電柱化を推進する。(市道 三条線)

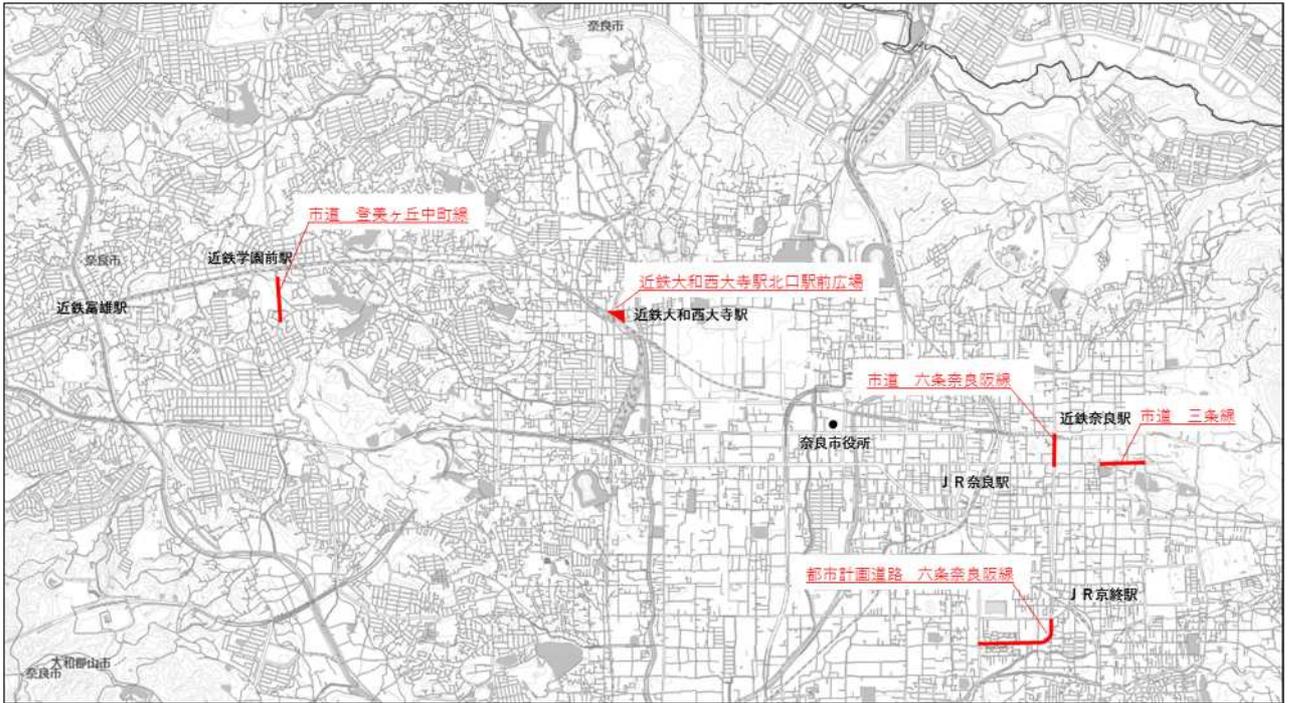


図 4.1 奈良市無電柱化優先箇所図

5. 無電柱化の手法

無電柱化は以下の手法により実施する。

①地中化方式

a) 電線共同溝方式

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき道路管理者が電線共同溝を整備し、電線類管理者が架空線、地上機器を整備する方式。

b) 自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。

c) 要請者負担方式

要請者が整備する方式。

d) 単独地中化方式

電線管理者が整備する方式。

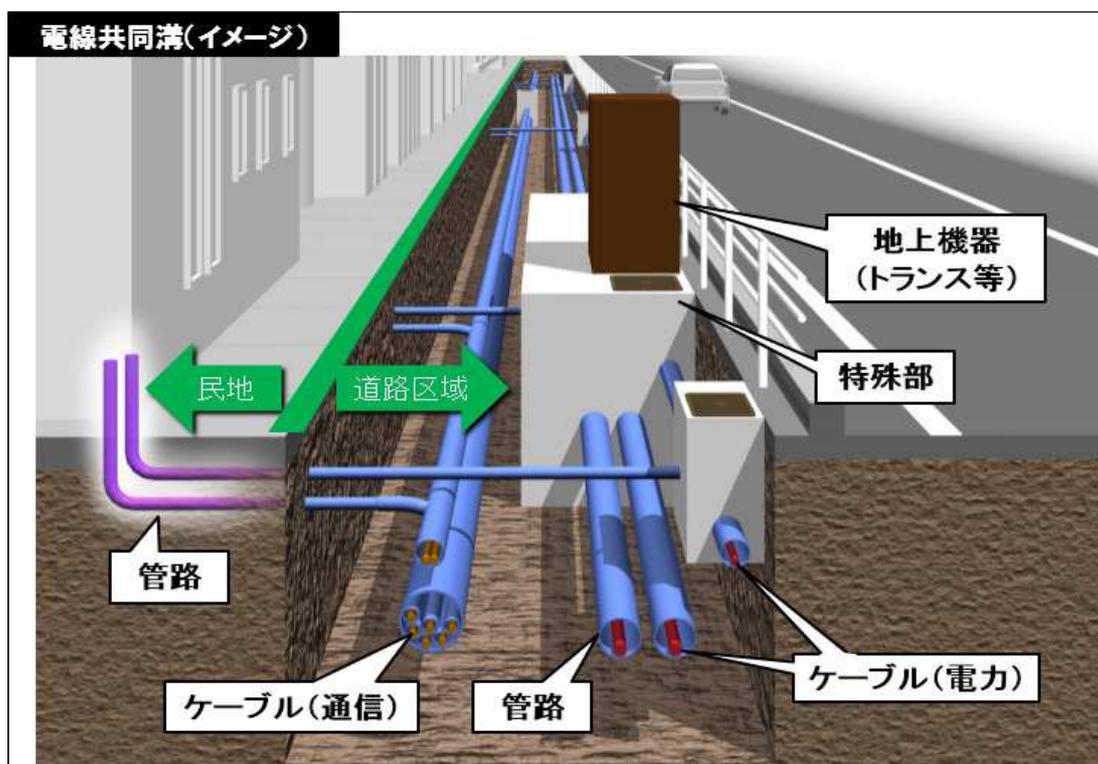


図 5.1 電線共同溝イメージ
(出典：国土交通省 HP)

なお、地上機器の設置により十分な歩道幅員の確保が困難である場合には、地域の実情に合わせて柱状型機器の活用も検討する。



図 5.2 柱状型機器の整備事例
(奈良市 二条大路南四丁目地内)

②地中化方式以外の手法

a) 軒下配線方式

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。

b) 裏配線方式

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電線類、電柱を移設する方式。



図 5.3 軒下配線 整備事例
(出典：国土交通省 HP)

上記の事業手法の他、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

③道路の占用の制限等

防災上重要な道路等においては、道路法第三十七条及び無電柱化の推進に関する法律第11条及び道路法施行規則第4条の4の2により、原則新たな電柱の設置を禁止にするべく、関係事業者と協議していく。

④ 他事業との連携

無電柱化法第12条に基づき、道路事業や面整備事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

【参考】

○道路法

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図る為、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

○道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）

(電線の占用の場所)

第4条の4の2 道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設ける場合における令第11条の2第2項において準用する令第11条第1項第1号に規定する公益上やむを得ないと認められる場所は、当該事業の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に関するものとする。

6. 無電柱化を推進するための取組み

6. 1 無電柱化の低コスト・省スペース化の検討

国・県・他自治体・奈良県無電柱化地方部会からの情報を収集するなど、その成果を随時本計画に反映させ無電柱化の推進に努める。

6. 2 地域住民の理解及び協力

地域住民との話し合いの場をもち理解と協力が得られるよう積極的に働きかけを行い、交通安全事業など他の事業とも連携して計画的に取り組むようにする。

7. 進行管理

事業の実施や取組み状況を定期的に把握し適切な進行管理を行う。また、必要に応じて計画の見直しを適時検討するものとする。